

## 北方領土学習資料映像制作委託業務 企画提案指示書

### 1 委託業務名

北方領土学習資料映像制作委託業務

### 2 業務の目的

北方領土問題は戦後70年以上が経過した現在も未解決であり、元島民の平均年齢は82歳を越え、高齢化が進んでおり、返還要求運動の次世代への継承が急務となっている。

四島での暮らしを実体験として持つ元島民の説得力ある「切実な思い」を広く伝えることが、領土問題への関心を高め、理解を深める上で、最も効果があることから、これを映像化したDVDを制作する。

### 3 業務の内容

北方領土返還要求運動後継者育成の観点から、若年者等を対象とした北方領土学習・セミナーなどで使用する映像を制作する。

#### (1) 北方領土の語り部に係る資料映像の制作

当時の北方四島（択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島）での生活や体験、ふるさとへの思いを語る「北方領土の語り部」を撮影すること。

その際、次の事項に留意すること。

○ 若い世代に強く訴えかける映像となるよう工夫すること。

○ 北方四島での暮らしや当時の状況がわかりやすい映像となるよう工夫すること。

（北方領土の語り部に係る参考サイト）

公益社団法人 千島歯舞諸島居住者連盟ホームページ

URL <http://www.chishima.or.jp/>

#### (2) 北方領土を題材にした若い世代の作品紹介

北方領土を題材にした同世代の作品の紹介映像を制作すること。

その際、次の事項に留意すること。

○ 若い世代の関心を高めることのできる映像となるよう工夫すること。

ア 平成28年度北方領土中学生作文コンテスト入賞作品の紹介

（参考サイト）

北海道総務部北方領土対策本部のホームページ

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/sakubunkekka.htm>

イ 第15回（平成28年度）「北方領土の日」ポスターコンテスト入賞作品の紹介

（参考サイト）

北海道総務部北方領土対策本部のホームページ

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hp/postercontest/info.htm>

#### (3) ダイジェスト版映像

上記（1）及び（2）の本編映像（45分から60分程度）のほか、北方領土啓発イベント会場等での放映やインターネットでの情報発信などが可能なダイジェスト版映像（30秒、1分、5分程度）を制作すること。

#### (4) スタートメニュー画面の作成【DVD-Video】

制作した映像は、動画ファイル及びDVD-Videoにより提出することとし、DVD-Videoには、北方領土学習・セミナー、啓発イベント等において、必要な映像を選択し再生できるようメニュー画面を作成すること。

#### (5) 副読本データの作成

映像の内容をまとめた副読本データを作成すること。

#### (6) 資料データの提出【CD-R等】

上記（5）の副読本データ及び動画ファイル、映像に挿入した地図、写真等、画像データを提

出すること。

#### 4 仕様等

- (1) 聴覚障害者に配慮した映像とするため、字幕スーパーを入れること。
- (2) 制作した映像及び副読本データ、資料データは、DVD-Video 及び CD-R 等（各 170 枚）により提出すること。
- (3) 映像の規格はフルハイビジョン（1920×1080 ピクセル）とする。
- (4) 制作した映像及び副読本の著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて北海道に帰属するものとする。

#### 5 委託期間

契約締結日から平成 29 年 11 月 30 日まで

#### 6 予算上限額

2,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### 7 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。

#### 8 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別紙「北方領土学習資料映像制作委託業務企画提案書作成要領」に基づき A4 判縦長で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

#### 9 提出期限

平成 29 年 6 月 26 日（月）午後 3 時（必着）

#### 10 提出場所

北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課（担当：島）

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL 011-231-4111（内線 22-768）

011-204-5069（ダイヤルイン）

#### 11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A 社、B 社等）により行うものとする。